

第1回定例会 議決した案件

- 条例案…31件
- 予算案…35件
- 承認案…1件
- 諮問…2件
- 同意案…2件
- その他…11件
- 委員会提出議案…1件
- (● 全会一致可決…56件 ● 賛成多数可決…27件)

平成27年度予算「8つの重点項目」

※主要事業

◎企業誘致と雇用の創出	寺家地区産業団地・志和流通団地の整備	4億3,807万円
◎中心市街地及び地域拠点の機能強化	芸術文化ホール建設	41億4,055万円
	安芸津拠点施設の整備	4億9,938万円
◎交通ネットワークの利便性向上	寺家新駅の整備	5億880万円
◎多様な医療対策の推進	小児救急医療への支援	647万円
	災害派遣医療チームへの支援	311万円
◎ICTの活用	小学校へのデジタル教科書の導入	2,797万円
◎教育力及び子育て環境の向上	小中学校への学校教育支援員の配置	7,438万円
	寺西小学校の分離新設	3億4,345万円
◎社会・地域で輝く人材の集積・育成	農業の担い手育成	2億8,592万円
◎スマートシティの推進	新エネルギー導入への支援	2,190万円

ここが
重点

Pick Up

平成27年度予算を可決

水道事業会計	65億2,439万円 (前年度比0.3%減)	773億6,000万円 (前年度比9.2%増)
特別会計(21会計)	398億3,056万円 (前年度比6.8%増)	
一般会計		

【市長の施政方針】

「成長する都市」、「生活充実都市」、「人材育成都市」、「環境先進都市」の4つの視点に立って、平成27年度は、東広島市の将来を見据えた事業を積極的に展開し、夢と希望のある「日本一住みよいまち」の実現に向けて、全力で取り組みます。

- センチピードグラス吹付機購入への支援 298万円
- 新美術館整備の検討 1,299万円
- 超小型電気自動車(10台)の導入 1,000万円
- 河川監視カメラの設置 553万円
- 災害対策本部の機能強化 2,663万円
- 生活困窮者の自立への支援 3,548万円
- 小中学校特別教室への扇風機設置 7,115万円

その他の主な新規事業

Select.1

〈議案第82号〉

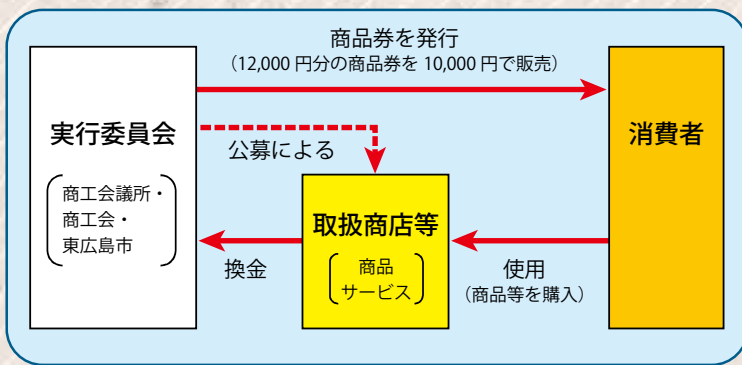
プレミアム付き商品券を発行

国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を受け、東広島市内の消費喚起を促すため、二〇〇〇円分のプレミアムを付けた商品券を、一万円で購入します。

◎内容

- ①発行主体
実行委員会
(商工会議所・商工会・東広島市で構成)
- ②発行冊数(予定)
七万冊
- ③1冊当たりの額
一万二〇〇〇円
(販売額は一万円)
- ④取扱商店等
公募による
- ⑤商品券使用期間(予定)
平成27年8月から
平成27年11月末まで

プレミアム付き商品券の概要



Select.2

〈議案第20号〉

急傾斜地崩壊対策事業に
分担金徴収条例を制定

広島県が実施または東広島市が広島県の補助を受けて実施する急傾斜地崩壊対策事業について、受益者から分担金を徴収しようとするものです。

◎条例制定の背景

10m以上の崖地かつ10戸以上の被害想定家屋がある場合は県が実施、5m以上の崖地かつ5戸以上の被害想定家屋がある場合は県の補助事業として市が実施している。現在、対象となる市内665カ所のうち、整備済みは57カ所にとどまり、要望のある14カ所が未着手となっている。そのため、事業進捗を図ることを目的に受益者から分担金を徴収する。

◎施行日

平成27年10月1日

市事業の分担金

(5m以上の崖地かつ5戸以上の被害想定家屋の場合)

事業の区分	分担金の割合
公共施設(道路・河川・児童福祉施設など)に関連する事業	事業費の10%
一般事業	事業費の20%

参考：過去10年間に実施した公共施設に関連する市事業(事業費の10%)では、1カ所当たりの事業費が5,300万円～1億1,000万円、1カ所当たりの関係戸数は5戸～9戸

※県事業(10m以上の崖地かつ10戸以上の被害想定家屋の場合)における分担金の割合は、別に定めています。

Select.3

〈議案第7号〉

過疎地域自立促進計画に 新規事業を追加します

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域とされた福富町、豊栄町、河内町において、総合的かつ計画的な対策を実施するため策定した「過疎地域自立促進計画」に、地域の実情に即した事業を新たに追加します。

新たに追加する事業

①事業内容

- ・ 上戸野地域センター耐震改修
- ・ 清武地域センター耐震改修
- ・ 豊栄保育所屋根等改修

②整備目的

地域の中核的施設である地域センターや地域の保育ニーズを担う保育所を整備することにより、地域の活性化や子育て世代の定住を促す。

③整備期間

平成27年度

④総事業費

1億9千940万円

◎過疎地域自立促進特別措置法

著しい人口減少によって地域の活力が低下し、生活環境の水準等が低い、いわゆる過疎地域について、自立の促進や福祉の向上等を図るために制定された法律です。

この法律に基づいて策定された過疎地域自立促進計画により、財政上の特別措置が受けられます。



上戸野地域センター

Select.4

〈同意案第5号・議案第42号〉

新教育委員会制度が始まります

平成27年4月1日から教育委員会制度が変わります。これまで教育委員会は市長から独立していましたが、市長が直接教育長を任命することにより、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になり、市長は教育政策について議論することができます。なお、新教育長として下川聖二氏（前教育長）の任命に同意しました。

新教育委員会制度の概要

①新「教育長」の設置：教育委員長と教育長を一本化。

②総合教育会議を設置：構成員は市長と教育委員会で、招集は市長が行う。

③教育に関する「大綱」を市長が策定：地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にする。

④教育委員会の審議の活性化：教育委員会のチェック機能を強化し、会議の議事録作成や公表など、会議の透明化を図る。

◎総合教育会議のイメージ

※ 市長と教育委員会でを行う会議。市長が招集し、教育行政の大綱などの協議・調整を行う。

※教育委員会…教育長と5名の教育委員



Select.5

〈議案第33号〉

介護保険料を改定

介護保険の第1号被保険者（市内に住所を有する65歳以上の者）について、平成27年度から平成29年度までの保険料を改定します。

◎保険料の改定内容

①保険料の改定：第1号被保険者の所得区分を6区分から9区分に改め、各区分の保険料を改定。例えば、市民税非課税の者は、改定前と比較して、年額で5,400円増となる。

②保険料の改定理由：第1号被保険者の負担率が、国の政令改正により引き上げられたことや、要介護認定高齢者の増加に伴う介護給付費の増加の影響などにより引き上げとなった。



◎第7次東広島市高齢者福祉計画及び第6期東広島市介護保険事業計画

平成27年度から3年間の、総合的な「保健・福祉・介護」の計画。

Select.6

〈議案第36号〉

国民健康保険戸野診療所を廃止

国民健康保険の保健事業の1つとして設置していた、国民健康保険戸野診療所を平成27年4月1日から廃止するため、設置及び管理条例の一部を改正しました。

◎廃止の理由

- ①受診者数が年々減少し、毎年度一般会計から赤字補填を行っていること。
- ②施設の老朽化が進み多額の施設更新経費が必要となってくること。
- ③複数の医療機関が無料送迎を実施しており、地域住民がかわりに受診できる医療機関が複数あること。



◎国民健康保険戸野診療所

昭和27年にへき地の診療所として河内町河戸に設置され、保健・医療・介護サービスの提供をしていました。

議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号▶		議案第1号	委員提出	議案第25号	議案第26号	議案第28号	議案第29号	議案第30号	議案第48号	同意案第5号	議案第16号	議案第17号	議案第21号	議案第22号	議案第31号	議案第33号	議案第36号	議案第42号	議案第9号	議案第12号	議案第37号	議案第20号	議案第59号	議案第61号	議案第67号	議案第68号	議案第69号	議案第70号	議案第81号
会派名	議員名																												
新風21	奥谷 求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮川誠子	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	高橋典弘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	寺尾孝治	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
	上田 廣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中曽義孝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	杉井弘文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合志会	乗越耕司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新開邦彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	家森建昭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	中平好昭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	池田隆興	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	梶谷信洋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
威信会	麻生 豊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	杉原邦男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大江弘康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山下 守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	牧尾良二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	渡邊國彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公明党	加根佳基	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	竹川秀明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小川宏子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五月会	平岡 毅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	坂本一彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下村昭治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民クラブ	石原賢治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	赤木達男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東広島いろは会	重光秋治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	早志美男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
日本共産党	谷 晴美	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
市民フォーラム	鈴木利宏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○

※「議」は議長、「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、「除」は除斥になります。

本会議の討論

●委員会提出議案第1号
(教育制度改革に伴う委員会条例改正)

反対 谷 晴美議員

教育委員会制度の改革は、教育委員長と教育長を統合し、新しい教育長を市長が任命するなど、市長の意向が色濃く反映されたものとなり、ひいては教育委員会から実質的に権限を奪い、教育委員会を形骸化させるものである。教育の中立性、独立性を守るためにつくられた制度の根幹を変えるものであり、子どもの未来に明るく希望ある将来が見通せなくなると考え、反対する。

●委員会提出議案第1号
(教育制度改革に伴う委員会条例改正)

賛成 宮川誠子議員

この改正は、地方教育行政に関する法律が変わったことにより、委員会での説明のために出

席を求める相手先を教育長に改めるだけの話なので、賛成する。なお、現行の教育制度について、地方のトップであり、選挙で選ばれた市長が、その地域の子どもたちをどう育てるかに口がはさめないというのは、おかしいと思っている。

●議案第25・29号
(職員等給与関係の条例改正)

反対 谷 晴美議員

人事院の給与制度総合的見直しにより、上がる自治体と下がる自治体を生むことになる。東広島市は下がる地域となり、結果的に格差が拡大し、地方創生と言われる中、さらなる一極集中が進むことになり、反対する。

●議案第25号
(職員給与の条例改正)

反対 宮川誠子議員

人事院の給与勧告に準拠し、

地域手当を東広島市職員に支給するというのだが、本来、公務員の給与は民間給与の平均値でなければならないという原則がある。東広島市職員の給料表も、この原則に基づき、この地域の平均だとみなしているのだから、これ以上に手当を支給する必要はないはずである。その意味で法律解釈が間違っている」と判断し、反対する。

●議案第30号
(手数料条例の改正)

反対 谷 晴美議員

戸野診療所の閉鎖に伴い、診断書がもたらえなくなることになる。市民サービスが低下すると判断し、反対する。

●同意案第5号ほか5議案
(教育委員会の制度改革関係)

反対 谷 晴美議員

今回の教育制度改革では、市

長の圧力が教育委員会の専権事項に及ぶおそれがある。現教育委員会の改善こそが本来の改革であると考え、反対する。

●議案第33号
(介護保険条例の改正)

反対 谷 晴美議員

介護保険制度そのものが問われているとき、直接住民に負担を求めるのではなく、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れを行い、介護保険料は引き上げるべきでないと考え、反対する。

●議案第31号
(三永保育所の廃止)

反対 谷 晴美議員

都市部の待機児童解消のためにも、現有施設を生かして機能を増強するべきである。保育所の廃止により、保育の充実から後退すると判断し、反対する。

● 議案第36号
(戸野診療所の廃止)

反対 谷 晴美議員

過疎地における医療への対応は診療所を閉鎖することではなく、家で寝たきりの病人のための訪問医療や訪問看護であると考え、反対する。

● 議案第9号ほか2議案
(寺家地区産業団地関係)

反対 谷 晴美議員

進出企業への高額な投資となり、市民から批判が寄せられている。暴落した米価の価格補償や中小企業への家賃補助などの支援を最も優先すべきと考え、反対する。

● 議案第20号(急傾斜地崩壊対策事業の分担金徴収)

反対 新開邦彦議員

基本的には、受益者負担の公平というところは理解している。しかし、委員会での質問に対する答弁が一貫していないように

感じた。市の財政負担を軽減し、事業をできるだけ早く完了させたいということだが、本当に事業が早く進むのか疑問に思っている。もう少しじっくり考えて、再度提案すべきではないかという思いで、反対する。

● 議案第20号(急傾斜地崩壊対策事業の分担金徴収)

賛成 石原賢治議員

利益を受ける者が分担して負担するのが原則であると考えている。また、未施工の箇所があるという危険な状況を少しでも早く解消する必要がある。したがって、受益者に負担していただくことでできるだけ早く工事を進めるといった観点から、賛成する。

● 議案第20号(急傾斜地崩壊対策事業の分担金徴収)

反対 高橋典弘議員

予算や財源を確保すれば事業が進んでいくという話ではない。安心・安全の確保と防災の強化

が行政の最大の責務であり、命にかかわる事業に費用対効果はあり得ない。仮に負担金の徴収により事業が進まず、大規模な災害が起こった場合の行政責任と行政コストは、本当にはかりしれないものになる。市民に安心・安全を提供すると明言している東広島市政において、絶対に条例化すべきではないと考え、反対する。

● 議案第20号(急傾斜地崩壊対策事業の分担金徴収)

反対 宮川誠子議員

事業を進めるために分担金を徴収するという説明があつたが、進んでいない理由は、県の財政状況によるものである。分担金を徴収しても、県の財政状況が改善されるわけでもなく、抜本的に事業が進むことはない。むしろ、市の財政負担を軽減することにしかならない。広島県内トップの財政力を持つていて、なぜ分担金を徴収するのか理解できず、反対する。

● 議案第20号(急傾斜地崩壊対策事業の分担金徴収)

反対 谷 晴美議員

事業費が大きくなれば負担も大きくなる仕組みであり、とても住民負担では賄いきれない。できるだけ住民負担のないようにすべきと判断し、反対する。

● 議案第20号(急傾斜地崩壊対策事業の分担金徴収)

反対 家森建昭議員

将来的には、市民に負担を求められるもの仕方がないのかなと思っている。しかし、現時点で未施工の箇所が残っているながら、今後は負担を強いるというのは理解できず、反対する。

● 議案第59号ほか6議案
(平成27年度予算関係)

反対 谷 晴美議員

格差と貧困が広がる中、国保税や介護保険料を引き下げ、医療介護の負担を軽減するのが、住民福祉増進と考え、反対する。

委員会審査概要

総務委員会

●議案第23号

(行政手続条例の改正)

Q 一般的に市民からの切実な要望に対して真摯に対応をすべきだが、本改正においてそれは考慮されているのか。

A 本改正は、行政指導等の対象となる者の権利及び利益を保護することなどが目的である。行政指導をする際には根拠を示さなければならぬと定めており、職員もこのことを念頭に丁寧に対応していく。

●議案第28号

(新教育長の給与・旅費等)

Q 新教育長の旅費等を定めているが、市長及び副市長より安価となっている根拠は何か。

A 職責は変わるが勤務上大きな変更点は無いと考え、他市の例を勘案したうえで旧規定の金額のまま据え置いたものである。

文教厚生委員会

●議案第16号 (市民ホール建設に係る契約変更)

Q 今回の契約変更は、労務単価の上昇に対応するインフレスライド条項の規定に基づくとのことだが、このベースとなる基準はどういうところに根拠を持っているのか。



建設中の市民ホール「くらら」

A 平成26年1月に国土交通省のほうから技能労働者への適切な賃金水準の確保について通達が出ており、これをベースに広島県並びに東広島市のほうで対応するという方針になったものである。

●議案第17号 (子ども・子育て支援法に基づく過料の設定)

Q どのような手続きをもつて過料を決定しているのか。

A 一件一件その中身を審査しながら決定することになると思うが、他の法令における過料に関する条例等の適用も加味しながら決めていくことになる。積極的にこれを活用するのではなく、一定の抑止力と考えている。

市民経済委員会

●議案第37号

(企業立地促進条例の改正)

Q 東広島市への企業立地を促進するために、助成の対象範囲を拡大し、助成額を大幅に増やすとのことだが、その理由は何か。

A 本市内において、製造品出荷額、事業所数、従業者数が減少している状況であり、周辺自治体と同等の条件にすることが主な理由である。



建設委員会

●議案第20号（急傾斜地崩壊対策事業の分担金徴収）

Q 複数年にわたる事業の途中で、経済的な理由からその年度分の分担金を支払えない事態が発生した場合は、どうするのか。

A 経済的な理由から分担金の支払いが困難な場合は、減免規定を適用し、適正な負担をいただくようにしていく。

Q 市の財政負担も見込んでのことだと思いが、急傾斜地崩壊対策事業をなるべく早期に完了させることを考慮しているのか。

A そのとおりである。

予算特別委員会

●議案第59号
（平成27年度一般会計予算）

Q 環境先進都市を目指すという中で、スマートシティ構想というものがあり、まずはスマートハウスへの支援をしていくとあるが、これからはどういう方向に進むのか。

A 平成27年度は、スマートシティの前段としてスマートハウスへの支援を行う。今後については、まだ十分に検討している段階ではないが、行動計画を策定する中で、具体的に決定していきたい。

Q 公共交通対策事業について、昨年まではJRの利用促進に結節点の改善、増便も含めた交渉といった内容が書かれていた。今年は全く記述がないが、どうなっているのか。

A 意図としては、地域公共交通のほうで全体的なモビリティ・マネジメントを推進するので、トータルで取り組んでいきたいという思いである。

Q ひろしまの森づくり事業について、山が荒れるのを防ぐには、間伐や下刈りなどの面整備が重要であるが、それらにほとんど予算が使われていない。本当に山を守ろうとするなら、現場の実態をもっと把握して、実効的な仕事をするべきではないか。

A 今後の森林整備、農林水産業の施策全体のバランスの中において、より効率的、効果的に森林を守るためには、どうするのがいいのか、どういう手段があるのかなど、補助制度も活用しながら、市としても、公有林の問題等も含めて、一生懸命取り組んでいきたい。

Q 美術館の建設候補地が旧ホテル用地に決定されたとのことだが、中央生涯学習センターの跡地のほうが適地ではないか。

A 中央生涯学習センターの跡地については、今現在、複合施設を検討しているが、まだ基本的なものが定まっていない。旧ホテル用地を美術館建設候補地と決定した理由は、合併特別債を活用し、平成31年度末までに完成させるためである。

●議案第68号（平成27年度国民健康保険特別会計予算）

Q レセプト（診療報酬明細書）を分析し、効果的かつ効率的な取り組みをいくことが医療費の削減につながるのではないか。

A 平成27年度に本格的な分析に取り組んでいきたい。